



# 商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 5389505 号  
(REGISTRATION NUMBER)

商標  
(THE MARK)

SCREEN

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 7 類 印刷用機械器具（スクリーン印刷機を除く），オフセット印刷機，半導体製造装置，集積回路製造装置，  
その他別紙記載

商標権者  
(OWNER OF  
THE TRADEMARK RIGHT)

京都府京都市上京区堀川通寺之内上る 4 丁目天神北町  
1 番地の 1

大日本スクリーン製造株  
式会社

出願番号  
(APPLICATION NUMBER)

商願 2008-047686

出願日  
(FILING DATE)

平成 20 年 6 月 17 日 (June 17, 2008)

登録日  
(REGISTRATION DATE)

平成 23 年 2 月 10 日 (February 10, 2011)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 23 年 2 月 10 日 (February 10, 2011)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

岩井良行



# 商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第5389505号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2008-047686 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 7 類) リント基板製造装置，液晶ディスプレイ製造装置，プラズマディスプレイ製造装置，印刷に用いる刷版を作成する装置

第 9 類 測定機械器具，電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品，印刷版の製作・印刷用データの作成を目的とした画像・線画・文字等の加工・編集する機能を有する画像処理装置，インクジェットプリンター，画像処理装置用のプログラムを記憶させた電子回路及び磁気ディスク及び光磁気ディスク（インターネットを利用して受信し保存することができる画像処理装置用のコンピュータプログラムを含む。）

[以下余白]

登録証送付先

住 所

〒612-8486

京都府京都市伏見区羽束師古川町322

氏 名

大日本スクリーン製造株式会社

様

商標権設定登録通知書

登録番号 第5389505号

登録日 平成23年 2月10日

出願番号 商願2008-047686

出願日 平成20年 6月17日

商品及び役務の区分数 2

納付年分 第10年分まで

領収金額 75,200円

受領日 平成23年 1月21日

存続期間更新登録の手続について

- ・商標権を更新する場合は、登録日から10年の満了日の前6ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。
- ・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
- ・追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・「商標権存続期間更新登録申請書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

存続期間更新登録期限日

10年目の満了日（期限日）

平成33年 2月10日

（注）納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。



問い合わせ先 出願支援課登録室  
電話 03(3581)1101 (代表)  
商標担当 内線 2713